

伊賀市立柘植小学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめの防止に関する本校の基本的な考え方

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① いじめには多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることから、いじめを受けた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認したり、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察したりするなどして確認する。
- ② 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。「けんかやふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③ いじめを受けた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに児童が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有する。

2. いじめ問題をめぐる基本認識

- ① いじめは、どの児童にも、どの学級にも、どの学校にも起こり得る。
- ② いじめは、いじめられていると思う児童がいる限り存在する。
- ③ いじめられる側にも問題があるという見方は誤りである。
- ④ いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害する。
- ⑤ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ⑥ いじめは、ときにその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- ⑦ いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑧ 教職員の言動が原因になって起こるいじめが存在する。
- ⑨ いじめが起きたら、その学級だけの問題にしてはならない。学校全体に課題があると考えよ。
- ⑩ いじめは未然に防止することができる。いじめは重大事態になる前に解決できる。

3. いじめが「解消している」と判断するための要件

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とし、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめ解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・

安心を確保する責任を有する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

第2章 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

1. 名称 柘植小学校いじめ防止対策委員会

2. 構成

常任委員 校長、教頭、教研推進委員、人権同和教育推進担当、児童指導担当（委員長）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭

特別委員 学級担任、各学年団代表、情報教育担当、職場委員
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
育友会役員、いじめ問題相談員、学校評議員、いがまち人権センター

3. 委員会と任務

常任委員会 月1回開催

ア 学校いじめ防止基本方針の策定および改訂

イ いじめの未然防止に関わる年間計画の企画作成と進捗状況のチェック

ウ 教職員の資質向上のための校内研修の企画作成と進捗状況のチェック

緊急委員会（必要に応じて校長が召集する。必要に応じて特別委員にも参加を要請する）

ア いじめ事案に対する初期対応

イ いじめ事案に応じた調査・分析・対応方針の決定・中期および後期対応

拡大委員会（必要に応じて校長が召集する。必要に応じて特別委員にも参加を要請する）

ア いじめ事案への対応に関する評価・検証・提言

イ 基本方針や年間計画・教職員研修に関する評価・検証・提言

第3章 学校におけるいじめの防止等の対策のための具体的な取組

1. 未然防止

(1) 学校経営方針、学校マニフェストより

重点項目

なかまづくり・学級集団づくり

①一枚文集によるくらしの交流や文化的・生産的な活動をとおして、教育的に不利な環境のもとにある子どもたちが安心できる学級づくりに努める。

②教職員の意図的・継続的な取組によって、子どもたちのくらしや個性、悩み等が学級の中に差し出し合える環境づくりに努める。

エンパワメントの力

①人権・部落問題学習で学んだことを、自分のくらしや家族、友だちとの関係や自分の将来と結びつけて考え、あらゆる差別の解消をめざして取り組む意欲と実践力を育てる。

②自分のくらしに目を向けることをとおして自己肯定感を高め、自分のこれまでの経験や考えている

ことを、友だちやクラスの中で伝えていくことのできる力を育てる。

リテラシーの力

①教科の学力を高め、情報を正しく活用し、確かな判断力をもとに問題を解決していく力を育てる。

②文章を読み解いて真理をさぐり、批判的思考をとおして不合理を見抜く力を育てる。

キャリアビジョンの力

- ①身近な労働や職業についての理解を深め、自分の将来について思い描く力を育てる。
- ②将来の夢から逆算して、今の自分の必要な能力を積極的に身につけようとする力を育てる。

(2) いじめ問題に関する教職員の資質向上

- ・ 日々、児童の様子を出し合い交流する職員集団をつくる。
- ・ 教職員のいじめを見抜く資質や能力の向上に必要な研修を実施する。

(3) 保護者・地域・いじめ問題相談員との連携

- ・ 学校だより、学級通信、ホームページなどさまざまな場面を利用し保護者啓発につとめる。
- ・ 特にネット上のいじめを防止するため、情報モラルやセキュリティの学習を推進する。
- ・ 人権センター、教育ボランティア、まちづくり協議会との連絡会を継続して取り組み、理念や情報を共有するようにつとめる。
- ・ 学校・教職員に直接言いにくい場合の相談窓口としていじめ問題相談員を位置づけ、定期的に情報共有するようにつとめる。

2. 早期発見

(1) いじめについてのアンケート調査の実施

- ① 児童対象 定期 年3回（5月、9月、1月） 不定期；随時
- ② 保護者対象 定期 年1回（10月） 不定期；随時

※ 不定期とは、疑いや児童・保護者等から通報があった場合

※ 調査当日に何らかの理由により欠席した児童については、後日調査を実施する。

※ 長期欠席者等については、家庭訪問などにより、きめ細やかな状況の把握に努めるなど、十分配慮して実施する。（アンケートの実施が困難な場合については、個別の聞き取り調査により状況の把握に努めるなど、児童の状況を十分に考慮して実施する。）

※ アンケートの保存期間は、実施年度の末から3年間とする。

(2) 教育相談の実施

児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① 日々の連絡帳・連絡ノートの重視 随時
- ② 担任等による定期的な教育相談 年2回（7月、12月） ※不定期；随時
- ③ 保健室相談（不定愁訴）の重視 毎日
- ④ スクールカウンセラーの活用 毎週
- ⑤ いじめ問題相談員の活用 随時
- ⑥ 人権センター・ふれあい教室・発達支援センター等、市相談窓口の活用 随時

※ 学校だより、ホームページ等により、相談窓口の周知につとめる。

※ 「学校診断票」「いじめ防止対策委員会（常任委員会）」「学校関係者評価委員会」などで適切に機能しているか定期的に点検する。

(3) 日常的な家庭訪問、一枚文集

(4) 教職員の情報共有体制

- ① 日々児童の様子を出し合い交流する。（担任・担任外・非常勤・支援員等の枠を超えて）
- ② 月1～3回の校内研修会で、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導について情報交換、及び共通認識を図る。

(5) インターネット等を介して行われるいじめの対策

インターネット等を通じて行われるいじめの防止、また、児童及び保護者が対処できるように、外部講師を招聘する等、情報モラルに係る研修会を実施する。

3. 早期対応

(1) 被害・通報児童の安全確保

いじめを発見・通報・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

また、いじめを知らせてきた児童の安全も確保する。状況によっては、スクールカウンセラー等の専門家を被害児童等のケアにあてる。

(2) 教職員の情報共有・組織対応

いじめの発見・通報・相談のあった場合、柘植小学校いじめ防止対策委員会を通じて、全教職員で情報を共有する。その後、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどをして、いじめの有無や事実関係の確認を行う。

いじめられた児童について安心して授業を受けられる環境を確保する。信頼できる友人・教職員・スクールカウンセラー、場合によっては家族・地域の人が寄り添え支える体制をつくる。

(3) 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、速やかにかつ面談によりいじめを受けた児童とその保護者に事実関係を伝えるとともに、いじめを起こしてしまったことに対する学校としての謝罪を行う。保護者の思いを共感的に受け止めるとともに、今後の対応方針を相談したり、現時点での学校としての支援方法を具体的に伝える。保護者が納得するまで、継続して連絡・支援・助言を行う。

いじめを行った児童ならびに「同調」など関係する児童の保護者に対しても、速やかにかつ面談により事実関係を伝える。被害者・通報者の側に断ち切り、事実をもとに、毅然と伝える。学校としての現時点での対応を伝えるとともに、謝罪を求めたり、行動の変容という目標を示したり、具体的な助言を行う。保護者が納得して行動するまで、継続して連絡・支援・助言を行う。

(4) 関係機関・専門機関と連携

いじめを確認した状況について、校長が伊賀市教育委員会に報告する。いじめ事案の状況により、関係機関・専門機関との連携を図る。

(5) インターネット等を介して行われるいじめへの対策

- ① 事実の確認と調査記録を正確にとる。
- ② 書き込み児童の保護者・サイト管理者・プロバイダ等に削除依頼を行う。
- ③ 上記で削除されない場合は、警察当局・地方法務局等に相談する。

第4章 重大事態への対処

1. 重大事態に対する調査

いじめにより、児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、緊急の柘植小学校いじめ防止対策委員会を開くとともに教育委員会の指導・助言の下、事実関係を明確にするための調査を実施する。(児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も含む)

また、法に抵触すると考えられる場合は、伊賀警察署に通報し、対応等の相談を行うとともに、適切に援助を求める。

2. 調査結果の提供及び報告

調査結果については、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対

し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。